

**【参考】学校における働き方改革での授業時数の取扱いに関する指摘**

**「学校における働き方改革に関する取組の徹底について」(平成31年3月18日付け30文科初第1497号文部科学事務次官通知)(抄)**

2. 学校及び教師が担う業務の明確化・適正化

(5) 教師の働き方改革に配慮した教育課程の編成・実施

各学校の指導体制を整えないまま標準授業時数を大きく上回った授業時数を実施することは教師の負担増加に直結するものであることから、このような教育課程の編成・実施は行うべきではない。仮に標準授業時数を大きく上回った授業時数を計画している場合には、指導体制の整備状況を踏まえて精査して教師の時間外勤務の増加につながるようにすることとし、教育課程の編成・実施に当たっても教師の働き方改革に充分配慮するよう各学校を指導すること。

なお、標準授業時数を踏まえて教育課程を編成したものの災害や流行性疾患による学級閉鎖等の不測の事態により当該授業時数を下回った場合、下回ったことのみをもって学校教育法施行規則第51条及び別表第1に反するとされるものではないこと。

**「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」(平成31年1月25日中央教育審議会答申)(抄)**

第4 学校及び教師が担う業務の明確化・適正化

5. 教師の働き方改革に配慮した教育課程の編成・実施

- 学習指導要領等を基準として編成された教育課程に基づく学習指導は、教師の本来業務であるが、教育課程の編成・実施に当たっても教師の働き方改革に配慮することが必要である。

具体的には、標準授業時数をどの程度上回って教育課程を編成するかについては、「児童や地域の実態を十分に考慮して、児童の負担過重にならない限度で」(注72)、校長や各学校の設置者の判断に委ねられているものの、指導体制を整えないまま標準授業時数を大きく上回った授業時数を実施することは教師の負担増加に直結するものであることから、このような教育課程の編成・実施は行うべきではない(注73)。

(注72)

小学校学習指導要領解説(総則編)。中学校学習指導要領解説(総則編)にも同旨の記載。

なお、授業時数については、標準授業時数を確保することができるよう、不測の事態に備え、年度当初には若干の余剰時数を加えて、設定することが通常であるが、「平成27年度公立小・中学校における教育課程の編成・実施状況調査」によると、小学校第5学年においては、1086コマ(標準授業時数(980コマ)より週換算で3コマ多い)以上の実施を計画している学校も20.1%存在する。

(注73)

なお、小学校学習指導要領解説(総則編)において、国が定める標準授業時数を踏まえて「教育課程を編成したものの災害や流行性疾患による学級閉鎖等の不測の事態により当該授業時数を下回った場合、(中略)下回ったことのみをもって学校教育法施行規則第51条及び別表第1に反するものとはしない」とされている。中学校学習指導要領解説(総則編)においても同様である。